

松本ゾンタクラブ規約（抜粋）

第1条 名称

本組織の名称は国際ゾンタ 26 地区松本ゾンタクラブとする。本クラブは 1995 年 6 月 6 日を以って正式に加盟認証された（認証番号 1522）

第4条 会員

(1) Classified 会員

(a)会員は一般に認められた事業や専門職に就いた経験のある女性及び男性。会員候補者は積極的に「国際ゾンタの目的」を支援し、実行しようという意志がなければならない。

第5条 クラブ会費

第1項 会計年度

本クラブの会計年度は 6 月 1 から 5 月 31 日までとする

第2項 入会金

本クラブの入会金は 2 万円とする

第3項 年会費

本クラブの年会費は、国際ゾンタ、地区、エリア及びクラブの必要経費を含め 7 万円とする。会費納入は年 2 回に分けて本クラブ指定の口座に振り込むものとする

第6条 役員及び理事

本クラブの役員は、会長、第 1 副会長、第 2 副会長、通信書記、記録書記、一般会計、奉仕会計とし、理事は 2 名とする

第7条 会合

- (1) 理事会 クラブ役員,理事により構成し毎月第 1 木曜日に開催される
- (2) 例会 クラブ例会は毎月第 3 木曜日開催される

第8条 委員会

- (1) 奉仕委員会、アドボカシー委員会、会員委員会、広報・コミュニケーション委員会を置く、この委員会は義務設置とする。
- (2) 特別委員会は信州岩波講座/まつもと特別委員会、チャリティーバザー特別委員会、チャリティーコンサート特別委員会を置く

以上